

国税庁では、酒類事業者の方を対象に、酒類業振興支援事業費補助金 第1期・第2期（海外展開支援枠・新市場開拓支援枠）の募集を行います。

海外展開や地域と連携した酒蔵ツーリズム等をお考えの方、酒米産地との連携を活かした新たな取組や新商品の開発や新たな販売方法をお考えの方は、是非ともご検討ください。

### 酒類業振興支援事業費補助金の優先採択

酒米の価格高騰等又は米国関税措置の影響を受けた場合（受ける見込みを含む）で、補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる場合には、高く評価することとします。

また、酒米高騰等の影響を踏まえ、令和8年1月から補助事業開始前に行う（行った）酒米農家と連携を図った取組等については、更に評価することとします。

優先採択の可否の判断に当たっては、「酒米の価格高騰等に関する確認書」及び「米国関税措置に関する確認書」をご提出いただき、事業内容が当該影響への対応として関連性を有するか確認します。

詳しい内容については、「公募要領」や「公募要領に関するQ & A」をご確認願います。

### 酒類業振興支援事業費補助金（海外展開支援枠）の概要

#### 【補助対象事業】

#### 1 日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に関する取組

日本産酒類の高付加価値化や、海外のニーズを踏まえた新商品開発、認知度向上のための情報発信など、商品のブランド化を推進する取組

- ・ 海外のし好に即した新商品開発、新規ブランドの立上げ、そのための調査研究
- ・ 地理的表示（GI）やテロワール等を海外向けのブランド化に活用する取組 等

#### 2 酒蔵の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプラン策定の取組

インバウンドによる海外需要の拡大を目的とし、酒蔵自体の観光化や酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進し、日本産酒類の認知度向上等を図る取組

- ・ 酒蔵自体が観光化の取組を行うことによる、観光客の受け入れ整備や消費拡大につながる取組
- ・ 酒蔵ツーリズムによる地域連携の機運醸成や、酒類を含む地域の価値創造につながる取組 等

#### 3 酒類事業者による酒米産地との連携を活かした新たな取組（海外展開又はインバウンド向け）

酒類の原料である酒米の不足や価格が高騰していることを踏まえて行う取組

- ・ 地元酒米農家との契約による、地域の風土や田んぼの特性を活かした酒造りなどのストーリー性を持たせた高付加価値商品の海外展開
- ・ 地元酒米農家と連携した、インバウンド向け酒米・酒造り体験などを行う環境の整備に向けた取組 等

【補助率】 補助対象経費の1/2

【補助金額】 1件当たり1,000万円上限、50万円下限（グループ申請の場合は最大1,500万円上限）

【その他】 事業の経費が全て設備投資であり、かつ、設備の導入のみで完結する事業については、審査に当たって評価が劣後します。

【補助対象事業】

1 商品の差別化による新たなニーズの獲得

マーケットインの考えを踏まえ、消費者のニーズを掘り起こすとともに、既存商品と差別化された酒類を開発することを目的とした事業

- ・食品とのペアリングに特化した商品や、地方産品の特性を生かした商品の開発
- ・酒米の価格高騰等の影響を踏まえて行う高付加価値商品の開発 等

2 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得

販売の場面における新たな訴求力の創出を通じ、消費者の多様なニーズに応えるサービスを提供することを目的とした事業

- ・商品情報の充実による販売促進（二次元コード等を活用した取扱商品のブランドストーリーの提供や消費者が求める情報を記載した裏ラベルの活用等）
- ・テイスティング等の顧客体験を重視した販売形態の確立 等

3 ICT技術を活用した製造・流通の高度化・効率化

これまで専門家の経験等に依拠していた作業にICT技術を活用することによって専門家の技能とICT技術との相乗効果を創出する等、製造・流通の高度化・効率化を図る事業

- ・製造：AI技術等を活用した品質管理システムの導入
- ・流通：RFIDやAIカメラ等を活用した管理システムの導入 等

4 酒類事業者による酒米産地との連携を活かした新たな取組

酒類の原料である酒米の不足や価格が高騰していることを踏まえて行う取組

- ・契約栽培先の多角化等による、酒米を安定的に確保できる体制の構築
- ・地域の農家との連携を強化し、他県産米から自県産米への切替を促進する取組 等

【補助率】 補助対象経費の1/2、小規模事業者(※)については2/3

※ 小規模事業者とは、常勤従業員数が20人以下（卸・小売業は5人以下）の法人・個人です。

【補助金額】 1件当たり最大500万円上限、50万円下限

【申請要件】 一定期間の給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる事業計画を策定するなどの要件がありますのでご留意願います。

【その他】 事業の経費が全て設備投資であり、かつ、設備の導入のみで完結する事業については、審査に当たって評価が劣後します。

補助金募集の共通事項

【公募期間】 第1期：令和8年1月19日（月） から 令和8年2月17日（火） 17時まで  
第2期：令和8年2月18日（水） から 令和8年4月13日（月） 17時まで

【申請方法】 Jグランツ

【採択者決定】 第1期：令和8年3月下旬頃 第2期：令和8年5月下旬頃

【事業開始】 第1期：令和8年4月上旬以降 第2期：令和8年6月上旬以降

【補助対象者】 酒類事業者（製造業者、販売業者）又は酒類事業者を1者以上含むグループ

【事業実施期限】 令和9年2月28日（日）

【公募要領】 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> に掲載しております。

（ホーム/税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/酒類業の振興に関する主な募集情報）

○ 補助金の申請を行うJグランツには、右の二次元コードからもアクセスできます。



○ 国税庁ホームページには、右の二次元コードからもアクセスできます。これまでの補助金採択事業者や事業名についても掲載されていますので、補助金申請の際の参考として下さい。

